

ナル木ノ空ノ中ニ、大キナル蟻ノ住ケルヲ不知ズシテ、寄臥タリケルヲ呑ムト思テ、蟻ノ下ケルガ、頭ヲ見テ此ノ狗ハ踊懸リツ、吠ケル也ケリ、主其レヲ不知ズシテ上ヲバ不見上ザリケレバ、只我レヲ昨ムズルナメリト思テ、太刀ヲ拔テ狗ヲ殺サムトシケル也ケリ、殺タラマシカバ、何計悔シカラマシト思テ、不被寢ザリケル程ニ、夜明テ蟻ノ大キサ長サヲ見ケルニ、半バ死ヌル心地ナムシケル、寢入タラム程ニ、此ノ蟻ノ下テ卷付ナムニハ何態ヲカセマシ、此狗ハ極カリケル我ガ爲メノ此ノ不世ス財ニコソ有ケレト思テ、狗ヲ具シテ家ニ返ニケリ、此レヲ思フニ、實ニ狗ヲ殺タラマシカバ、狗モ死テ主モ其ノ後蟻ニ被呑マシ、然レバ然様ナラムコトヲバ、吉々ク思ヒ靜メテ、何ナラムコトヲモ可爲キ也、此ル希有ノコトナム有ケルトナム語リ傳ヘタルトヤ。

〔古今著聞集二十
魚虫禽獸〕遠江守朝時朝臣のもとに、五代民部丞といふ者有けり、件の民部丞あを毛なる犬のちいさきをかひけり、此犬十五日、十八日、廿七日、月に三度はいかにも魚鳥のたぐひをくはざりけり、人あやしみてわざとく、めけれども、猶くはざりけり、十五日十八日はあみだ觀音の縁日なれば、畜生なれども、心あればさも有ぬべし、廿七日は何故にかくあるにかとおぼつかなし、是をよくくあんすれば、此犬いまだおさなかりけるを、かの民部丞が子息の小童かひたてたりけるなり、件の小童そのかみうせにけり、かの月忌廿七日にて有けるを忘れずしてかかりけるにや、あはれふしきなる事也、佛菩薩の縁日、并に主君の月忌を忘れず、恩を報する事、人倫の中にも有難き事にて侍に、いふかひなき犬畜生のかくしけん事、有難き事也。

〔新著聞集二
酬恩〕犬嶮難を救ふ

寛文三年に、駿府の在番に酒井伊豫守殿おはせし小屋に白犬のありしが、常に豫州殿の前に出るを、小坊主に仰て物を喰せたまひし、ある時、豫州殿遠回りにとうめといふ所に出たまふ、小坊主も供にまいりしが、過て谷に落たりしに、いづくより來りしやらん、件の白犬走より、帶のむす